

岡山市建築工事における週休 2 日工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山市が発注する建築工事（電気設備工事及び機械設備工事を含む。以下同じ。）において建設現場における労働環境改善のため、週休 2 日工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「週休 2 日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

- 2 この要領において「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- 3 この要領において「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。
- 4 この要領において「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業が無い状態をいう。
- 5 この要領において「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、降雨、降雪等による予定外の閉所についても、現場閉所（現場休息）の日数に含めるものとする。

(対象工事)

第3条 対象工事は、岡山市が発注する建設工事の中から発注者が選定するものとする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は選定しない。

- (1) 緊急修繕等の緊急を要する工事
 - (2) 現場条件や施工期間の制約が厳しい工事
 - (3) 請負代金額が 250 万円以下の工事
 - (4) その他週休 2 日の確保が困難であると判断される工事
- 2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、現場説明書に週休 2 日工事の対象工事である旨を明記するものとし、「岡山市建築工事における週休 2 日工事特記仕様書」を添付するものとする。

(実施方法)

第4条 発注方式は、発注者が週休 2 日に取り組むことを指定する発注者指定方式とする。

- 2 週休 2 日工事の実施に当たっては、別に定める岡山市建築工事における週休 2 日工事特

記仕様書により行うものとする。

(積算方法等)

第5条 発注者は、週休2日工事において、4週8休以上を前提に、労務費（許容価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に別添1による補正係数又は補正率を乗じて補正し工事費を積算して許容価格を作成するものとする。

(設計変更)

第6条 発注者は、現場閉所（現場休息）の状況を確認し、対象期間において現場閉所（現場休息）が4週8休（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日））未満であった場合は、岡山市工事請負契約約款第25条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更するものとする。

(工事成績評定)

第7条 発注者は、受注者が対象期間において週休2日を確保できた場合は、工事成績評定の工程管理の項目で評価するものとする。なお、週休2日を確保できなかった場合においても減点は行わないものとする。

(履行証明書)

第8条 発注者は、対象期間において週休2日を確保した上で、工事完成検査に合格した受注者に対して、受注者から請求があった場合、別に定める週休2日工事履行証明書を発行する。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(適用)

2 この要領は、施行日以降に、入札公告を行う工事から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年10月1日から施行する。

(適用)

2 この要領は、施行日以降に、入札公告を行う工事から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(適用)

2 この要領は、施行日以降に、入札公告を行う工事から適用する。

岡山市建築工事における週休 2 日工事の補正・積算方法

令和 6 年 4 月版

1. 工事費の積算方法

週休 2 日工事においては、次の補正係数により、労務費（許容価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正することとし、「2. 単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、許容価格のもととなる工事費の積算を行う。

2. 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

（1）複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数 1.05 を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様とする。

（2）市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、補正係数 1.05 から算出した以下の表 A-2、表 E-2 及び表 M-2 の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

（参考）

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8 (3) による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8 (3) ロ、基準補正単価の表 A-1、表 E-1 及び表 M-1 の「市場単価及び補正市場単価改修補

正率」によらず、表A－2、表E－2及び表M－2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、表A－2、表E－2及び表M－2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・物価資料の掲載価格×新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格×改修補正率

表A－2 建築工事の補正率

工種	摘要※	4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03
土工事		1.03	1.03
地業工事		1.03	1.03
鉄筋工事		1.04	1.04
コンクリート工事		1.04	1.04
型枠工事		1.03	1.03
鉄骨工事		1.04	1.04
既製コンクリート		1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事 (シーリング)	市場単価	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.02	1.02
石工事		1.02	1.02
タイル工事		1.03	1.03
木工事		1.02	1.02
屋根及びとい		1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.02	1.02
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.04	1.04
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19
建具	物価資料	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.03	1.15
内外装工事	市場単価	1.02	1.10

(ビニル系床材)			
内外装工事	物価資料	1.03	1.03
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03
舗装工事		1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E－2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置 ボックス用ポンディング	1.03	1.21
	ブルボックス	1.02	1.15
	ブルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極 埋設(金属製)	1.03	1.03

表M－2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧シャンバー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダッパー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.25